

宮崎県産業廃棄物税に関する意識調査業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、産業廃棄物の排出事業者に対し、宮崎県産業廃棄物税（以下、「産廃税」という。）についてアンケート調査を行い、課税による影響や税制や税収の使途に関する意識について把握することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から平成31年3月22日までとする。

3 調査業務の内容

以下の手順により、産業廃棄物の排出事業者にアンケート調査を行い、報告書を作成する。

(1) 対象事業者の抽出

県が提供する以下のデータを使用し、アンケートを実施する産業廃棄物の排出事業者（以下「事業者」という。）概ね1,000件を抽出する。

抽出の際は、産業廃棄物の排出量を勘案し、業種ごとに偏りのないよう留意するものとする。

① 総務省統計局の事業所母集団情報

② 廃棄物処理法第12条第9項及び第10項並びに同法第12条の2第10項及び第11項の規定に基づき報告のあった多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・実施状況報告（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）

③ 廃棄物処理法第12条の3第7項に基づいて県に報告のあった産業廃棄物管理票交付等状況報告書の電子データ

(2) アンケート調査

(1)で抽出した事業者に対し、郵送によるアンケート調査を実施する。調査に当たっては、事業者からの問い合わせを受け付ける電話窓口（フリーダイヤル）を設置するとともに、アンケート送付に際しての返信用封筒の同封、未提出者に対するはがきでの督促状送付などの措置を講ずるものとする。

アンケート項目については、別添のとおり。

(3) 調査結果の取りまとめ

回収したアンケートを集計、分析の上、報告書にとりまとめる。

4 成果品

- (1) 調査結果報告書（A4版、タテビニルファイル簡易製本）…… 10部
- (2) 報告書概要版（A4版 2ページ程度）…… 10部
- (3) 上記（1）、（2）及びアンケート回答をエクセル入力した電子媒体（CD-R）…… 1枚

5 その他の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を委託者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 業務従事者届
- (2) 業務着手届
- (3) 実施工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 成果物引渡書
- (6) その他委託者が必要と認める書類

6 業務遂行に係る留意事項

- (1) 本業務の再委託を禁止する。
- (2) 本業務から知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたって必要とする資料の収集に際し、関係機関の協力を得る場合には、あらかじめその旨を県に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (4) 業務の遂行にあたって、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、県の指示を受けること。
- (6) 受託者は、委託業務の開始時及び委託期間中に必要が生じるごとに、県及び県が必要と認める者と打ち合わせを行うものとする。
- (5) 調査結果については、平成31年3月1日までに報告書に取りまとめて提出し、県担当者の検収を得た上で、同年3月22日までに成果品を提出すること。

7 支払

業務完了、検査合格、成果品引渡し後、精算払い。